

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&J 最新法令情報

No. 65

2019年12月27日

「H&J 最新法令情報」(No. 65)をお送りします。

本号の《中国の最新法令》では、中国の工業情報化部が昨年11月27日に公布した「道路自動車生産企業及び製品参入許可管理弁法」が、本年6月1日から施行されていますので、その原文と日本語訳を掲載しました。ご一読いただければと思います。

本年もあとうずか、皆様、どうぞよいお年をお迎えください。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

目次

■ 中国の最新法令

【部門規章】

道路自動車生産企業及び製品参入許可管理弁法 2

中国の最新法令

【部門規章】

道路机动车辆生产企业及产品准入管理办法

[发布部门] 工业和信息化部

[发布文号] 工业和信息化部令第 50 号

[发布日期] 2018 年 11 月 27 日

[施行日期] 2019 年 6 月 1 日

第 1 章 总则

第 1 条 为了规范道路机动车辆生产企业及产品准入管理,维护公民生命、财产安全和公共安全,促进汽车产业发展,根据《中华人民共和国行政许可法》《中华人民共和国道路交通安全法》《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》等法律法规,制定本办法。

第 2 条 国家对从事道路机动车辆生产的企业及其生产的在境内使用的道路机动车辆产品实行分类准入管理。

道路机动车辆生产企业及产品分为乘用车类、货车类、客车类、专用车类、摩托车类、挂车类 6 类。客车类道路机动车辆生产企业及产品分为整车类和改装类。

本办法所称道路机动车辆,是指由动力装置驱动或牵引,上道路行驶的供人员乘用或用于运送物品以及进行工程专项作业的轮式车辆,不包括汽车列车、无轨电车、有轨电车、轮式专用机械车、拖拉机及拖拉机运输机组。

第 3 条 工业和信息化部负责全国道路机动车辆生产企业及产品准入和监督管理工作。

省、自治区、直辖市人民政府工业和信息化主管部门依照本办法规定配合工业和信息化部实施本行政区域内道路机动车辆生产企业及产品准入和监督管理有关工作。

第 4 条 道路机动车辆生产企业应当按照道路机动车辆生产企业及产品准入的内容组织生产,承担道路机动车辆产品质量和生产一致性责任。

道路自動車生産企業及び製品参入許可管理弁法

[発布部門] 工業情報化部

[発布番号] 工業情報化部令第 50 号

[発布期日] 2018 年 11 月 27 日

[施行期日] 2019 年 6 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 道路自動車生産企業及び製品参入許可の管理を規範し、公民の生命、財産の安全及び公共の安全を守り、自動車産業の発展を促進するため、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国道路交通安全法」、「國務院の保留すべき行政審査認可項目にかかる行政許可の設定に関する決定」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 国は、道路自動車生産に従事する企業及びその生産した国内で使用される道路自動車製品について、分類参入許可管理を実行する。

道路自動車生産企業及び製品は、乗用車類、トラック類、バス類、専用車類、オートバイ類、トレーラー類の 6 類に分けられる。バス類道路自動車生産企業及び製品は完成車類と改装類に分けられる。

本弁法において道路自動車とは、動力装置により駆動又は牽引され、人員の乗用、物品の運送、又は工事作業を行うために道路上を走行する車輪式車両を指し、ロードトレイン、トロリーバス、路面電車、輪式専用機械車、トラクター、及びトラクターの輸送ユニットを含まない。

第 3 条 工業情報化部は、全国の道路自動車生産企業及び製品の参入許可及び監督管理業務を担当する。

省、自治区、直辖市人民政府の工業情報化主管部门は、本弁法の規定に従い工業情報化部と協力して、関係行政区域内の道路自動車生産企業及び製品の参入許可及び監督管理に関する業務を実施する。

第 4 条 道路自動車生産企業は道路自動車生産企業及び製品の参入許可の内容に従って生産を組織し、道路自動車製品の品質と生産の適合性について責任を負わなければならない。

第2章 申請和受理

第5条 申请道路机动车辆生产企业准入的，应当具备下列条件：

- (1) 具有法人资格；
- (2) 按照国家有关投资管理规定完成投资项目手续并建设完成；
- (3) 有与从事生产活动相适应的场所、资金和人员等；
- (4) 有与从事生产活动相适应的产品设计开发能力、生产能力、生产一致性保证能力、售后服务保障能力等；
- (5) 法律、行政法规、规章规定的其他条件。

第6条 申请道路机动车辆产品准入的，应当具备下列条件：

- (1) 取得道路机动车辆生产企业准入；
- (2) 生产的道路机动车辆产品能够满足安全、环保、节能、防盗等技术标准以及工业和信息化部制定发布的安全技术条件；
- (3) 法律、行政法规、规章规定的其他条件。

第7条 申请道路机动车辆生产企业准入的，应当向工业和信息化部提交下列材料：

- (1) 道路机动车辆生产企业准入申请书（示范文本由工业和信息化部制作并公布）；
- (2) 根据国家有关投资管理规定办理完成投资项目手续的文件；
- (3) 加盖企业公章的企业章程及营业执照副本复印件；
- (4) 企业法定代表人签署的依法开展道路机动车辆产品生产承诺书。

第8条 申请道路机动车辆产品准入的，应当向工业和信息化部提交下列材料：

- (1) 道路机动车辆产品及类别、特点、技术功能等情况说明；
- (2) 道路机动车辆产品主要技术参数，包括表征道路机动车辆产品基本特征的参数，与道路机动车辆产品安全、环保、节能、防盗性能相关的参数和图片等；
- (3) 道路机动车辆产品检验资料，包括检验项目统

第2章 申請及び受理

第5条 道路自動車生産企業の参入許可を申請する場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法人資格を有すること
- (2) 国の投資管理関係規定に従い投資プロジェクトの手續を完成し、かつ建設を完成すること
- (3) 生産活動に適する場所、資金及び人員を有すること
- (4) 生産活動に適する製品設計開発能力、生産能力、適合性ある生産を保証する能力、アフターサービスを保障する能力等を有すること
- (5) 法律、行政法規、規章に定めるその他の条件

第6条 道路自動車製品の参入許可を申請する場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 道路自動車生産企業の参入許可を取得したこと
- (2) 生産する道路自動車製品が安全、環境保護、省エネ、盗難防止等の技術基準及び工業情報化部が公布した安全技術の条件を満たすこと
- (3) 法律、行政法規、規章に定めるその他の条件

第7条 道路自動車生産企業の参入許可を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を工業情報化部に提出しなければならない。

- (1) 道路自動車生産企業参入許可申請書（ひな型は工業情報化部が作成し、公布する）
- (2) 国の投資管理関係規定に従って投資プロジェクトの手續を完成する旨の文書
- (3) 企業の公印を押した企業定款及び営業許可証謄本のコピー
- (4) 企業の法定代表者が署名した、法に従い道路自動車製品生産を実施する旨の承諾書

第8条 道路自動車製品の参入許可を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を工業情報化部に提出しなければならない。

- (1) 道路自動車製品及び類別、特徴、技術功能等の情況の説明
- (2) 道路自動車製品の主要な技術パラメータ、この中には、道路自動車製品が外面に現れた基本属性のパラメータ、道路自動車製品の安全、環境保護、省エネ、盗難防止性能に関するパラメータ及び写真等が含まれる。
- (3) 道路自動車製品の検査資料、この中には、検

計表、样车情况说明、检验检测机构出具的检验报告等（列入强制性产品认证目录的道路机动车辆产品零部件检验报告可以由强制性产品认证证书替代）；

- (4) 合法使用道路机动车辆产品商标的说明材料（仅在首次申请包含该商标的道路机动车辆产品准入时提供）、道路机动车辆产品依法进行环保信息公开情况等其他资料。

第9条 道路机动车辆生产企业有权自主选择依法取得相关资质认定的检验检测机构开展道路机动车辆产品检验；开展整车检验的，应当选择取得国家级产品质量监督检验中心资质的检验检测机构。

送检的道路机动车辆产品应当由申请人制造，相关技术参数应与申请准入的道路机动车辆产品一致。

第10条 工业和信息化部收到道路机动车辆生产企业及产品准入申请后，应当依法进行审查，对于申请材料不齐全或者不符合规定形式的，当场或者在5个工作日内一次性告知申请人需要补正的全部内容；对于申请材料齐全、符合规定形式的，应当予以受理。

第3章 审查和决定

第11条 工业和信息化部委托技术服务机构组织专家对道路机动车辆生产企业及产品准入申请进行技术审查。

第12条 技术服务机构应当客观、公正实施技术审查，如实向工业和信息化部报告审查结果。

第13条 技术服务机构不得泄露因审查活动知悉的商业秘密，开展技术审查不得向申请准入的企业收取任何费用。

第14条 工业和信息化部应当对符合准入条件的道路机动车辆生产企业及产品予以公示，公示期为5个工作日。

公示期内社会公众提出异议的，工业和信息化部可以委托技术服务机构组织专家进行复核。

查項目の統計表、サンプル車に関する情況説明、検査検測機関が発行した検査報告等（強制製品認証カタログに記載された道路自動車製品の部品の検査報告をもって強制製品認証証明書に代えることができる）が含まれる。

- (4) 道路自動車製品の商標の合法的な使用に関する説明資料（当該商標を含む道路自動車製品の参入許可の初回申請時に限り提供する）、道路自動車製品が法に従い環境情報の開示を行う情况等その他の資料。

第9条 道路自動車生産企業は、法に従い関係資格を取得した検査検測機関を自分で選択して道路自動車製品の検査を実施する権利を有する。完成車の検査を実施する場合は、国家級の製品品質監督検査能力を有する検査検測機関を選択しなければならない。

検査する道路自動車製品は申請人が製造しなければならない、関係技術パラメータは参入許可を申請する道路自動車製品に一致しなければならない。

第10条 工業情報化部は、道路自動車生産企業の申請を受け取った後、法に従って審査をしなければならない、申請資料が不完全な場合又は規定に合致しない場合には、その場で又は5営業日以内に、訂正する必要があることを申請人に一括告知しなければならない。申請資料が完全で、かつ規定に合致する場合には受理しなければならない。

第3章 審査及び決定

第11条 工業情報化部は、技術サービス機構に専門家を組織するよう委託して、道路自動車生産企業及び製品の参入許可につき技術審査を行う。

第12条 技術サービス機構は、客観的、公正に技術審査を実施し、工業情報化部に対し審査結果をありのままに報告しなければならない。

第13条 技術サービス機構は、審査活動に起因して知った企業秘密を漏洩してはならず、技術審査の実施につき参入許可申請企業からいかなる費用も収受してはならない。

第14条 工業情報化部は、参入許可条件を満たす道路自動車生産企業及び製品を公示しなければならない、公示期間は5営業日とする。

公示期間内に社会公衆が異議を提出した場合には、工業情報化部は、技術サービス機構に専門家を組織して再検査するよう委託することができる。

第 15 条 工业和信息化部应当自受理准入申请之日起 20 个工作日内作出准入或者不予准入的决定。决定准入的，应当以公告形式向社会发布；决定不予准入的，应当书面通知申请人并说明理由。20 个工作日内不能作出决定的，经工业和信息化部负责人批准，可以延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知申请人。

技术审查、复核所需时间不计算在前款规定的期限内，所需时间应当书面告知申请人。

第 16 条 道路机动车辆生产企业取得相关准入后方可生产、销售相应的道路机动车辆产品。

道路机动车辆生产企业应当持续保持准入条件。

第 17 条 道路机动车辆生产企业变更法定代表人、企业名称、注册地址、注册商标、股权结构的，应当在依法完成变更登记手续后及时报工业和信息化部备案。

报送备案应当提交变更情形的说明、变更前后加盖企业公章的营业执照副本复印件等材料，涉及办理投资项目手续的还应当提交相关的投资项目文件。

第 18 条 道路机动车辆生产企业变更道路机动车辆产品技术参数的，应当符合相关技术标准及道路机动车辆同一型号命名等技术规范要求，并在道路机动车辆产品投入生产前报工业和信息化部备案。

报送备案应当提交申请变更道路机动车辆产品型号、名称、类别，变更的原因及内容，符合安全、环保、节能、防盗等相关技术标准、技术条件的声明，以及相关检验项目统计表、检验报告等。

第 19 条 道路机动车辆生产企业变更生产地址的，应当按照本办法第七条的规定向工业和信息化部提交有关材料。工业和信息化部应当依照本办法的规定进行审查。

第 20 条 工业和信息化部对符合本办法规定条件的变更事项以公告形式发布。

第 21 条 道路机动车辆生产企业按照本办法规定变

第 15 条 工業情報化部は、参入許可申請の受理日から 20 営業日以内に参入許可又は不許可の決定を下さなければならない。参入許可を決定する場合は、公告をもって社会に公布するものとする。参入不許可を決定する場合は、申請人に書面で通知し、理由を説明しなければならない。20 営業日以内に決定を下すことができない場合には、工業情報化部の担当者の同意を得て、10 営業日を延長することができる。申請人に延長の理由を告知するものとする。

技術審査、再審査に必要な日数は、前項に規定する期間に算入せず、必要日数は申請人に書面で告知するものとする。

第 16 条 道路自動車生産企業は、関係参入許可を取得した後、相応の道路自動車製品を生産し、販売することができる。

道路自動車生産企業は、参入許可条件を継続的に維持しなければならない。

第 17 条 道路自動車生産企業は、法定代表人、企业名称、登録住所、登録商標を変更する際には、法に従い変更登記手続を行った後、遅延なく工業情報化部に届出を行わなければならない。

届出を行う際には、変更状況の説明、変更前後の企業の公印を押した営業許可証謄本のコピー等の書類を提出しなければならない。投資プロジェクトに関する手続を行う場合は、関係投資プロジェクトの書類も提出しなければならない。

第 18 条 道路自動車生産企業が道路自動車製品の技術パラメータを変更する場合は、関係技術基準及び道路自動車同一型番等の技術規範要求に合致し、かつ道路自動車製品の生産を開始する前に工業情報化部に届出を行わなければならない。

届出を申告する際には、道路自動車製品の型番、名称、類別、変更の原因及び内容、安全、環境保護、省エネ、盗難防止等に関する技術標準、技術条件の声明、並びに関係検査項目の統計表、検査報告等を提出しなければならない。

第 19 条 道路自動車生産企業が生産場所を変更する場合は、本弁法第 7 条の規定に従い工業情報化部に関係資料を提出しなければならない。工業情報化部は本弁法の規定に従い審査しなければならない。

第 20 条 工業情報化部は、本弁法に規定する条件に適合する変更事項を公告の形式により公布する。

第 21 条 道路自動車生産企業は、本弁法の規定に

更企业名称、注册地址、生产地址、注册商标、道路机动车辆产品技术参数等的，可以在工业和信息化部发布变更公告后的6个月内继续销售按照原准入事项生产的库存道路机动车辆产品，但国家政策、标准另有规定的除外。

第22条 依法取得的道路机动车辆生产企业及产品准入，不得出租、出借、买卖或者以其他形式非法转让。

第23条 道路机动车辆生产企业应当建立道路机动车辆产品出厂合格证明（以下简称合格证）管理制度，规范合格证制作、发放、传送、追溯、备案等工作，实时填报、传送合格证电子信息，在道路机动车辆产品检验合格准予出厂后随车配发合格证。

合格证载明的信息应当与获得准入的道路机动车辆产品技术参数，以及道路机动车辆产品实际的技术参数一致。合格证不得涂改、复制、买卖、伪造和抵押。

第4章 特别规定

第24条 鼓励道路机动车辆生产企业进行技术创新。因采用新技术、新工艺、新材料等原因，不能满足本办法规定的准入条件的，企业在申请道路机动车辆生产企业及产品准入时可以提出相关准入条件豁免申请。

工业和信息化部应当评估其必要性、充分性，根据技术审查和评估结果，作出是否准入的决定。决定准入的，工业和信息化部可以设置准入有效期、实施区域等限制性措施。

第25条 鼓励道路机动车辆生产企业实施企业集团化管理。

符合规定条件的企业集团可以试点开展道路机动车辆产品自我检验；成员企业可以委托企业集团内部取得同类别道路机动车辆生产企业准入的其他企业生产其取得准入的道路机动车辆产品；工业和信息化部可以简化其成员企业的准入审查要求。

従って企業の名称、登録住所、生産場所、登録商標、道路自動車製品の技術パラメータ等を変更した場合も、工業情報化部が変更の公告を公布した後6ヶ月以内は、原参入許可事項に基づき生産した道路自動車製品の在庫を引き続き販売することができる。ただし、国の政策、基準に別段の規定がある場合はこの限りでない。

第22条 法に従い取得した道路自動車生産企業及び製品の参入許可は、賃貸、賃借、売買又はその他の形式をもって違法に譲渡してはならない。

第23条 道路自動車生産企業は、道路自動車製品の出荷合格証明書（以下、合格证という）の管理制度を構築しなければならず、合格证の作成、発送、伝送、追跡、記録等の業務を規範化し、リアルタイムで合格证の電子情報を伝送し、道路自動車製品が検査に合格し出荷が認められた後に、車両に付随して、合格证を発行する。

合格证に記載された情報は、参入許可を取得した道路自動車製品の技術パラメータ、及び道路自動車製品の実際の技術パラメータに一致しなければならない。合格证を改ざん、複製、売買、偽造し又は抵当に入れてはならない。

第4章 特别规定

第24条 道路自動車生産企業の技術革新を奨励する。新技術、新生産方法、新材料等の原因により、本弁法に定める参入条件が満たされない場合には、道路自動車生産企業及び製品の参入許可申請時に関係参入条件の免除を申請することができる。

工業情報化部は、その必要性、充分性を評価し、技術審査と評価の結果に基づき参入許可又は不許可の決定を下すものとする。参入許可の決定を下す場合、工業情報化部は参入許可の有効期限、実施区域等の制限措置を講じることができるものとする。

第25条 道路自動車生産企業が企業グループ管理を実施することを奨励する。

規定された条件に適合する企業グループは、道路自動車製品の自己検査を試験的に行うことができる。メンバー企業は、同類別の道路自動車生産企業参入許可を取得した企業グループ内の他の企業に、参入許可を取得した道路自動車製品の生産を委託することができる。工業情報化部は、そのメンバー企業の参入許可の審査要求を簡略化することができる。

第26条 工业和信息化部推行道路机动车辆产品系族管理，鼓励道路机动车辆生产企业按照系族提出道路机动车辆产品准入申请。

第27条 工业和信息化部优化平板、仓棚、厢式、自卸货车管理。

货车类道路机动车辆生产企业可以委托上装生产企业完成平板、仓棚、厢式、自卸货车产品的上装生产作业。货车类道路机动车辆生产企业对采用本企业生产的底盘进行上装生产的平板、仓棚、厢式、自卸货车产品进行统一道路机动车辆产品准入申请，承担产品质量和生产一致性责任。

第28条 鼓励道路机动车辆生产企业之间开展研发和产能合作，允许符合规定条件的道路机动车辆生产企业委托加工生产。

鼓励道路机动车辆研发设计企业与生产企业合作，允许符合规定条件的研发设计企业借用生产企业的生产能力申请道路机动车辆生产企业及产品准入。

第29条 特别规定事项的具体管理办法由工业和信息化部另行制定。

第5章 监督检查

第30条 工业和信息化部应当加强对道路机动车辆生产企业及产品准入的监督管理，建立和完善以随机抽查为重点的日常监督检查制度。对于社会反映集中、问题性质严重的道路机动车辆生产企业及产品，工业和信息化部应当组织开展专项监督检查。

第31条 道路机动车辆生产企业应当加强自查，发现生产、销售的道路机动车辆产品存在安全、环保、节能、防盗等严重问题的，应当立即停止相关产品的生产、销售，采取措施进行整改，并及时向工业和信息化部及所在地的省、自治区、直辖市人民政府工业和信息化主管部门报告。

省、自治区、直辖市人民政府工业和信息化主管部门发现本行政区域内道路机动车辆生产企业不能

第26条 工業情報化部は、道路自動車製品のシリーズ（系族）管理を普及させ、道路自動車生産企業が道路自動車製品の参入許可申請をシリーズで提出することを奨励する。

第27条 工業情報化部は、フラットベッドトラック、ステーキボデートラック、バン、ダンプトラックの管理を最適化する。

トラック類道路自動車生産企業は、組立生産企業にフラットベッドトラック、ステーキボデートラック、バン、ダンプトラックの組立生産作業を委託することができる。トラック類道路自動車生産企業は、当該企業が生産するシャシーを使用して組み立てられるフラットベッドトラック、ステーキボデートラック、バン、ダンプトラックについて、道路自動車製品の参入許可申請を統一行的に行い、製品の品質と生産の適合性について責任を負う。

第28条 道路自動車生産企業の間で研究開発と生産能力の協力を行うことを奨励し、規定された条件を満たす道路自動車生産企業が加工生産を委託することを認める。

道路自動車研究開発設計企業と生産企業との協力を奨励し、規定された条件を満たす研究開発設計企業が生産企業の生産能力を借用して道路自動車生産企業及び製品の参入許可を申請することを認める。

第29条 特別規定事項に関する具体的な管理弁法は、工業情報化部が別途制定するものとする。

第5章 监督检查

第30条 工業情報化部は、道路自動車生産企業及び製品の参入許可に関する監督管理を強化し、無作為抜取検査を重点とする日常監督検査制度を構築し、完備するものとする。社会的関心が集中している、問題の性質が深刻な道路自動車生産企業及び製品に対しては、工業情報化部は特別な監督検査を組織し、実施しなければならない。

第31条 道路自動車生産企業は自己検査を強化するものとし、生産し販売する道路自動車製品に安全、環境保護、省エネ、盗難防止等に関する深刻な問題がある場合は、関係製品の生産、販売を停止して是正措置を講じ、遅延なく工業情報化部及び所在地の省、自治区、直辖市人民政府の工業情報化主管部门に報告しなければならない。

省、自治区、直辖市人民政府の工業情報化主管部门は、当該行政区域内の道路自動車生産企業が参

保持准入条件、生产一致性发生重大变化或者有其他违法违规生产经营行为的，应当及时向工业和信息化部报告。

第 32 条 道路机动车辆生产企业不能保持准入条件，生产的道路机动车辆产品存在影响公共安全、人身健康、生命财产安全等隐患的，工业和信息化部应当责令停止生产、销售相关产品，并责令立即改正。

第 33 条 道路机动车辆生产企业买卖、伪造合格证，合格证载明的信息与获得准入的道路机动车辆产品技术参数不一致或者与道路机动车辆产品实际的技术参数不一致，或者有其他违反合格证管理规定的，工业和信息化部应当责令限期整改，视情节轻重暂停道路机动车辆生产企业合格证电子信息传送。

第 34 条 道路机动车辆生产企业不能维持正常生产经营的，工业和信息化部应当予以特别公示。特别公示前，应当书面告知道路机动车辆生产企业，并听取申辩意见。

经特别公示的道路机动车辆生产企业，工业和信息化部在公示期间不予办理准入变更。道路机动车辆生产企业申请移出特别公示的，工业和信息化部应当对其保持道路机动车辆生产企业及产品准入条件情况进行核查。

不能维持正常生产经营是指：连续 2 年年均乘用车产量少于 2000 辆、货车产量少于 1000 辆、客车（整车类）产量少于 1000 辆、客车（改装类）产量少于 100 辆、摩托车产量少于 5000 辆、通用货车挂车产量少于 100 辆。工业和信息化部可以根据产业发展情况调整有关产量数值。

第 35 条 道路机动车辆生产企业破产、自愿终止道路机动车辆生产，或者存在法律、行政法规规定的其他情形的，工业和信息化部应当依法撤销、注销相关的道路机动车辆生产企业及产品准入。

第 36 条 承担道路机动车辆产品检验的检验检测机

入许可条件进行维持，生产的一致性发生重大变化，或者其他的法律违反规定违反的生产经营行为存在的情况下，应当及时向工业和信息化部报告。

第 32 条 道路自動車生産企業が参入許可条件の充足を維持できず、又は生産した道路自動車製品に公共安全、人身の健康、生命財産安全等に影響を及ぼす潜在的な危険がある場合、工業情報化部は関係製品の生産及び販売の停止し、遅延なく是正するよう命じなければならない。

第 33 条 道路自動車生産企業が合格証を売買した場合、偽造した場合、合格証の記載情報と参入許可を得た道路自動車製品の技術パラメータ若しくは道路自動車製品の実際の技術パラメータが一致しない場合、又は合格証の管理規定に違反するその他の行為がある場合には、工業情報化部は、期限までに是正するよう命じ、情状の程度によって道路自動車生産企業合格証の電子情報の送信を一時停止するものとする。

第 34 条 道路自動車生産が正常な生産経営を維持できない場合は、工業情報化部は特別公示を行うものとする。特別公示を行う前には、書面をもって道路自動車生産企業に告知し、弁明を聴取しなければならない。

特別公示をした道路自動車生産企業について、工業情報化部は、公示期間中、参入許可の変更を許可しないものとする。道路自動車生産企業が特別公示からの除外を申請する場合、工業情報化部は、当該企業による道路自動車生産企業及び製品の参入許可条件の充足状況について検査しなければならない。

正常な生産経営を維持できないとは、2 年連続で乗用車の年間平均生産量が 2000 台未満、トラックの生産量が 1000 台未満、バス（完成車類）が 1000 台未満、バス（改装類）が 100 台未満、オートバイの生産量が 5000 台未満、汎用トラックトレーラーの生産量が 100 台未満であることをいう。工業情報化部は、産業の発展状況に基づき関係生産量の数値を調整することができる。

第 35 条 道路自動車生産企業が破産し、自発的に道路自動車の生産を終了し、又は法律、行政法規に定めたその他の状況が存在する場合、工業情報化部は、法に従い関係道路自動車生産企業及び製品の参入許可を取り消し、抹消しなければならない。

第 36 条 道路自動車製品の検査を担当する検査機

构应当在完成道路机动车辆产品检验后的 3 个月内保证检验样品的可追溯性, 6 年内保证检验记录、试验图像、影像资料等数据资料的可追溯性。工业和信息化部对检验检测机构开展道路机动车辆产品准入检验情况进行检查。

第 37 条 工业和信息化部建立信用记录制度, 将道路机动车辆生产企业、检验检测机构失信行为记入信用档案。

第 6 章 法律责任

第 38 条 隐瞒有关情况或者提供虚假材料申请道路机动车辆生产企业及产品准入的, 工业和信息化部不予受理或者不予准入, 并给予警告; 申请人在 1 年内不得再次申请道路机动车辆生产企业及产品准入。

以欺骗、贿赂等不正当手段取得道路机动车辆生产企业及产品准入的, 工业和信息化部应当撤销道路机动车辆生产企业及产品准入; 申请人在 3 年内不得再次申请道路机动车辆生产企业及产品准入。

第 39 条 违反本办法规定, 未经准入擅自生产、销售道路机动车辆产品的, 工业和信息化部应当依照《中华人民共和国道路交通安全法》第 103 条第 3 款的规定予以处罚。

第 40 条 违反本办法规定, 在报送备案时隐瞒有关情况、提供虚假材料的, 工业和信息化部不予备案或者撤销备案, 并给予警告。

第 41 条 违反本办法规定, 出租、出借、买卖或者以其他形式非法转让道路机动车辆生产企业及产品准入的, 工业和信息化部给予警告, 并责令立即改正。

第 42 条 道路机动车辆生产企业在监督检查中隐瞒有关情况、提供虚假资料, 或者不接受工业和信息化部主管部门监督检查的, 工业和信息化部给予警告。

第 43 条 检验检测机构出具虚假检验报告或者检验结果存在重大失误的, 工业和信息化部向检验检测机构资质管理部门进行通报。

測機構は、道路自動車製品の検査後 3 ヶ月以内は検査サンプルのトレーサビリティを確保し、6 年以内は検査記録、試験画像、映像資料等のデータ資料のトレーサビリティを確保しなければならない。工業情報化部は、検査検測機構による道路自動車製品の参入許可の検査状況について検査を行う。

第 37 条 工業情報化部は、信用記録制度を構築し、道路自動車生産企業、検査検測機構の信用失墜行為を信用記録に記入する。

第 6 章 法律責任

第 38 条 関係状況を隠蔽し、又は虚偽の資料を提供して道路自動車生産企業及び製品の参入許可を申請した場合、工業情報化部は、これを受理せず又は参入不許可とし、かつ警告を与える。申請人は、1 年以内に再度道路自動車生産企業及び製品の参入許可を申請してはならない。

詐欺、賄賂等の不正手段により道路自動車生産企業及び製品の参入許可を取得した場合、工業情報化部は、道路自動車生産企業及び製品の参入許可を取り消さなければならない。申請人は 3 年以内に再度道路自動車生産企業及び製品の参入許可を申請してはならない。

第 39 条 本弁法の規定に違反し、参入許可を取得することなく無断で道路自動車製品を生産し販売した場合、工業情報化部は、「中华人民共和国道路交通安全法」第 103 条 3 項の規定に従い処罰する。

第 40 条 本弁法の規定に違反し、届出を申告する際に関係状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供した場合、工業情報化部は、届出を受理せず、又は届出を取消し、かつ警告を与える。

第 41 条 本弁法の規定に違反して、道路自動車生産企業及び製品の参入許可を賃貸、賃借、売買又はその他の形式で違法に譲渡した場合、工業情報化部は警告を与え、かつ遅延なく是正することを命じる。

第 42 条 道路自動車生産企業が監督検査中に関係状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供し、又は工業情報化部主管部門の監督検査を受けない場合、工業情報化部は警告を与える。

第 43 条 検査検測機構が虚偽の検査報告を発行し、又は検査結果に重大なミスがある場合、工業情報化部は検査検測機構の資質管理部門に通報する。

第 44 条 工业和信息化部工作人员在道路机动车辆生产企业及产品准入管理中玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 7 章 附则

第 45 条 道路机动车辆生产企业及产品准入审查要求，工业和信息化部另行制定。

第 46 条 新能源汽车生产企业及产品准入管理适用本办法，相关规章另有规定的，依照其规定执行。

第 47 条 本办法自 2019 年 6 月 1 日起施行。2002 年 11 月 30 日公布的《摩托车生产准入管理办法》（原国家经济贸易委员会令 43 号）同时废止。

[法令原文]：<http://www.waizi.org.cn/doc/49285.html>

第 44 条 工業情報化部の役員が道路自動車生産企業及び製品の参入許可の管理中に職務を怠り、私情にとらわれて不正を働いた場合は、法に従い処分する。犯罪が成立する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 7 章 附则

第 45 条 道路自動車生産企業及び製品の参入許可の審査に関する要求は、工業情報化部が別途制定する。

第 46 条 新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入許可の管理には、本弁法を適用し、関係規章に別途の定めがある場合には、その規定に従って執行する。

第 47 条 本弁法は、2019 年 6 月 1 日から施行する。2002 年 11 月 30 日に公布された「オートバイ生産参入許可管理弁法」（元国家経済貿易委員会令 43 号）は同時に廃止する。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。